



消防消第119号  
平成17年5月30日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁消防課長



消防職員委員会に関する質疑応答について

標記について、別紙のとおり取りまとめたので送付します。

なお、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してもこの旨を周知徹底されるようお願いいたします。

消防職員委員会に関する質疑応答

(意見取りまとめ者の設置)

問1 消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部改正(平成17年消防庁告示第6号)により、意見取りまとめ者を設置することとされたが、意見取りまとめ者は必ず置かなければならないのか。

答1 必ず置かなければならない。

意見取りまとめ者は、委員会の効果的かつ円滑な運営を図るため、職員から提出された意見を取りまとめて委員会に提出するほか、委員会制度の運用に関する意見を述べることを可能とする仕組みとして創設された趣旨にかんがみ、各消防本部においては、意見取りまとめ者を置く必要があると考える。

(意見取りまとめ者の定数の趣旨)

問2 意見取りまとめ者は、標準的な規模の消防本部及び消防署の組織において4人とすることを基本とするとされているが、その趣旨は何か。

答2 標準的な規模の消防本部及び消防署の組織における委員の定数を8人とすることを基本としていることにかんがみ、その場合の意見取りまとめ者の定数をその半数とすることを基本とするものである。

(意見取りまとめ者の指名)

問3 消防長が意見取りまとめ者を指名する際には、どのような方法で行えばよいか。

答3 消防長が誰を指名したかが明らかになれば適宜の方法によって差し支えないが、一般的には書面(辞令)によることが適当である。

(職員による推薦の方法)

問4 職員による意見取りまとめ者の推薦は、どのように行えばよいか。

答4 職員による意見取りまとめ者の推薦は、職員の話し合い等適宜の方法により行うものである。

(意見取りまとめ者の任期)

問5 意見取りまとめ者の推薦・指名を組織区分ごとに行っている消防本部において、意見取りまとめ者に指名されていた職員が組織区分を越えて異動し、これまでと異なった組織区分から意見取りまとめ者として指名されるような場合にも、両方の任期を通算して引き続き2期を超えて在任することはできないことになるのか。

答5 異なった組織区分における指名であっても、通算して引き続き2期を超えて在任することはできない。

(意見取りまとめ者と委員との兼任)

問6 意見取りまとめ者は、委員と兼任できないものとされているが、その理由如何。

答6 委員は、消防職員としての知識、経験に基づき、公平公正な立場から提出された意見を審議する任に当たるのに対し、意見取りまとめ者は、職員側の立場から意見を取りまとめ提出するほか、委員会制度の運用に関する意見を述べるなどの役割を果たすものである。このように双方の立場・役割が異なることから兼任できないこととしたものである。

(意見取りまとめ者の行うこと)

問7 意見取りまとめ者は、職員からの意見の取りまとめや取りまとめた意見の委員会への提出等を職務として行うのか。

答7 意見取りまとめ者は、それらを職務として行うものであり、原則として勤務時間中に行うこととする。

(意見取りまとめ者の委員会への出席)

問8 意見取りまとめ者は、委員会に出席することができるか。

答8 意見取りまとめ者は、答6のとおり委員会の委員ではないことから、委員会に出席することはできない。

(意見取りまとめ者の意見)

問9 意見取りまとめ者は、委員会に対し、委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関し意見を述べることができるとされているが、具体的にはどのような意見を述べることができるのか。

答9 例えば、意見の募集方法に関する意見、意見を提出しやすい環境づくりについての意見、委員会の開催時期や開催に係る周知についての意見、審議概要の周知方法についての意見など、委員会の効果的かつ円滑な運営の実現のために必要な意見を述べることができる。

(提出された意見の取り扱い)

問10 職員の意見は、委員会の庶務を所掌する部課を通じて委員会に提出されるところであるが、その取り扱いにつき留意すべき点は何か。

答10 委員会の庶務を所掌する部課にあっては、職員からの意見の提出を受けるに当たり、当該意見を取りまとめた意見取りまとめ者(意見取りまとめ者を經由せず直接意見を

提出する場合にあっては当該意見を提出する職員)に、当該意見の趣旨(意見取りまとめ者が当該意見に関する補足説明を行い、又は委員会制度の運用に関し意見を述べた場合)にあっては、これらの趣旨を含む。)をよく確認するなど、その意向を十分に汲み取るよう配慮することが適当である。

なお、意見の提出の際に意見取りまとめ者が補足説明を行った場合において、当該意見に係る委員会の審議の際には、当該補足説明の内容を併せて審議の用に供することが適当である。また、意見の提出の際に意見取りまとめ者が委員会制度の運用に関する意見を述べた場合において、当該運用に関する意見についても、今回の改正の趣旨にかんがみ、できるだけ広く委員会の議題とすることが望ましい。

(意見取りまとめ者間の意見交換・意見の共同提出)

問11 意見取りまとめ者は、取りまとめた意見について、他の意見取りまとめ者と意見交換することは可能か。また、取りまとめた意見を委員会に提出する際に、他の意見取りまとめ者と共同して提出することは可能か。

答11 いずれも可能とする。

なお、意見を提出した職員の氏名等については、プライバシー保護の観点から、意見取りまとめ者間においても明らかにしないこととする取扱いが適当である。

(委員会の会議)

問12 委員会の会議は、毎年度の前半に1回開催することを常例とするとは、どのような意味か。また、必要に応じ開催するとはどのような意味か。

答12 「常例」とは「通常の例」という意味であり、制度の趣旨にかんがみ、意見提出の有無に関わらず、少なくとも毎年度の前半に1回は開催することが必要である。また、「必要に応じて開催する」とは、これまでも質疑応答等により周知してきたところであるが、必要がある場合には、毎年度1回の開催に限ることなく、複数回の開催も可能である旨を告示上明文化したものである。

(審議結果等の通知)

問13 意見を提出した職員及び意見取りまとめ者に対し、当該意見を審議の対象とするか否かの取り扱いを通知する、並びに当該意見の委員会での審議結果及び当該結果に至った理由を通知するとあるが、その通知についてはどのような方法によるべきか。

答13 各消防本部の実情に応じて、本人への通知文書、電子メールなど、意見を提出した職員及び意見取りまとめ者に確実に伝えることができる適宜の方法によらねばならない。

(その他)

問14 今回の告示は、平成17年8月1日から施行されるが、平成17年度についても、年度前半に委員会を開催しなければならないか。

答14 予算編成作業を勘案して毎年度前半に委員会を開催することとする今回の改正の趣旨にかんがみ、平成17年度においても、年度前半に委員会を開催することが適当である。

問15 平成17年度の委員会を8月1日より前に開催した場合、意見取りまとめ者の指名は次回の委員の選出時期まで行わなくて良いのか。

答15 意見取りまとめ者を創設した趣旨にかんがみ、8月1日の制度施行以降速やかに意見取りまとめ者を指名することが必要である。したがって、次回の委員の選出時期まで指名を行わないこととすることは不適當であり、すでに今年度の委員会を開催済みの消防本部においても速やかに意見取りまとめ者を指名すること。